



2024年度 社会保険労務士試験

選択式問題

(注 意)

- 1 解答は、別紙解答用紙によること。
- 2 解答用紙に氏名を記入し、コード記入欄には注意事項をよく読んでから正確に記入すること。
- 3 各問ごとに、正解と思う語句に付されている番号を解答用紙の所定の欄に1つ表示すること。
- 4 この問題の解答は、試験実施に関する官報公告の日（令和6年4月中旬）に施行されている法令等によること。

(解答時間)

80分

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問1〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 就業規則が□Aとしての性質を有するものとして、拘束力を生ずるためには、その内容を適用を受ける事業場の□B手続が採られていることを要するものというべきであるとするのが最高裁判所の判例である。
- 2 使用者は、36協定で定めるところによって労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であっても、「対象期間の初日から1カ月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1カ月、2カ月、3カ月、4カ月及び5カ月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の1カ月当たりの平均時間が□Cこと」等の要件を満たすものとしなければならない。
- 3 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、□Dを経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。
 - (1) □E
 - (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - (3) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
 - (4) 胸部エックス線検査
 - (5) 血圧の測定
 - (6) 貧血検査
 - (7) 肝機能検査
 - (8) 血中脂質検査
 - (9) 血糖検査
 - (10) 尿検査
 - (11) 心電図検査

選択肢

- | | | |
|-------------------------|-------------|---------------|
| ① 業務歴の調査 | ② 1月 | ③ 100時間を超えない |
| ④ 労働者に周知させる | ⑤ 喀痰検査 | ⑥ 既往歴及び業務歴の調査 |
| ⑦ 検便 | ⑧ 労働契約 | ⑨ 6月 |
| ⑩ 労働者の意見を聴く | ⑪ 80時間を超えない | ⑫ 60時間を超えない |
| ⑬ 40時間を超えない | ⑭ 3月 | ⑮ 労働協約 |
| ⑯ 所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出る | | |
| ⑰ 所在地を管轄する都道府県労働局長に届け出る | | |
| ⑱ 法的規範 | ⑲ 労働条件 | ⑳ 1年 |

労働者災害補償保険法

〔問2〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付（以下「休業補償給付等」という。）の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（以下「休業給付基礎日額」という。）については、次に定めるところによる。

① 下記②に規定する休業補償給付等以外の休業補償給付等については、法第8条の規定により給付基礎日額として算定した額を休業給付基礎日額とする。

② 1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとの□Aが算定事由発生日の属する四半期（この規定により算定した額（以下「□B」という。）を休業給付基礎日額とすることとされている場合にあっては、当該□Bを休業補償給付等の額の算定の基礎として用いるべき最初の四半期の前々四半期）の□Aの□Cに至った場合において、その上昇し、又は低下するに至った四半期の□Dに属する最初の日以後に支給すべき事由が生じた休業補償給付等については、その上昇し、又は低下した比率を基準として厚生労働大臣が定める率を法第8条の規定により給付基礎日額として算定した額（□Bを休業給付基礎日額とすることとされている場合にあっては、当該□B）に乗じて得た額を休業給付基礎日額とする。

2 厚生労働大臣は、労災保険法の施行に関し、関係行政機関又は□Eに対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

— 選択肢 —

- | | | |
|----------------------------|-----------|------------|
| ① 自動変更対象額 | ② 標準日額 | ③ 労働保険事務組合 |
| ④ 公私の団体 | ⑤ 前四半期 | ⑥ 基礎日額 |
| ⑦ 100分の85を超え、又は100分の75以下 | ⑧ 改定日額 | |
| ⑨ 改定給付基礎日額 | ⑩ 翌四半期 | ⑪ 前々四半期 |
| ⑫ 100分の110以上、又は100分の90以下 | ⑬ 平均給与額 | |
| ⑭ 平均賃金に相当する額 | ⑮ 平均定期給与額 | ⑯ 派遣先事業主 |
| ⑰ 100分の110を超え、又は100分の90を下る | ⑰ 派遣元事業主 | |
| ⑱ 100分の100を超える | ⑳ 翌々四半期 | |

雇用保険法

〔問3〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 失業等給付の支給を受けることができる者が死亡し、その者に支給されるべき失業等給付でまだ支給されていないものがある場合において、その者と事実上の婚姻関係にあったXと、両者の子Yが、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたとき、最先順位者である□Aの名でその未支給の失業等給付等の支給を請求することができる。
- 2 令和6年2月1日に一般被保険者として就職した者が、同年7月25日に離職し、その被保険者資格を喪失した場合において、所定の方法で区分した各期間において賃金の支払の基礎となった日数の要件を満たしていたとすると、当該離職に係る被保険者期間の月数は、□Bとなる。
- 3 高年齢求職者給付金の額は、その者が一般被保険者であったならば支給されることとなる基本手当の日額に基づき計算され、被保険者であった期間が1年未満の場合は基本手当の日額の□C日分、被保険者であった期間が1年以上の場合は基本手当の日額の□D日分である
- 4 求職活動支援費は、受給資格者等が求職活動に伴い、(1)公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動、(2)公共職業安定所の職業指導に従って行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動、(3)求職活動を容易にするための役務の利用のいずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要があると認めたときに支給されるものである。

このうち、(2)の行為について支給される求職活動支援費は、□Eである。

— 選択肢 —

- | | | |
|----------------|----------------|--------|
| ① 20 | ② 25 | ③ 30 |
| ④ 40 | ⑤ 50 | ⑥ 55 |
| ⑦ 60 | ⑧ 90 | ⑨ Yは自己 |
| ⑩ 6カ月 | ⑪ 広域求職活動費 | ⑫ Xは自己 |
| ⑬ 5カ月 | ⑭ 短期教育訓練給付 | |
| ⑮ Yは死亡した受給資格者等 | ⑯ 5カ月と2分の1カ月 | |
| ⑰ 求職活動関係役務利用費 | ⑱ Xは死亡した受給資格者等 | |
| ⑲ 4カ月と2分の1カ月 | ⑳ 短期訓練受講費 | |

労務管理その他の労働に関する一般常識

〔問4〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 障害者の雇用の促進等に関する法律において、事業主に対し、その雇用する労働者に占める対象障害者の割合が一定率以上になるよう義務付けている。この法定雇用率は段階的に引き上げられており、令和6年4月1日から令和8年6月30日までは、□Aとされている。

2 高齢者等の雇用の安定等に関する法律では、65歳までの雇用の確保を目的として、□Bを講じるよう、企業に義務付けている。この□Bは、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講ずることを義務付けるものである。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、□Cを講ずるように努めることを義務付けている。この□Cは「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「65歳以上継続雇用制度の導入」という雇用による措置に加え、一定の要件を満たした場合には「□Dを締結する制度の導入」、「□Eに従事できる制度の導入」の措置のいずれかの措置を講ずることを求めるものである。

選択肢

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| ① 高齢者所得確保措置 | ② 請負契約 | ③ 100分の2.4 |
| ④ 社会貢献事業 | ⑤ 高齢者生活確保措置 | ⑥ 有期雇用契約 |
| ⑦ 高齢者雇用確保措置 | ⑧ 子会社での業務 | |
| ⑨ 高齢者収入確保措置 | ⑩ 100分の2.5 | ⑪ 業務委託契約 |
| ⑫ 高齢者就業活用措置 | ⑬ 100分の2.3 | |
| ⑭ 高齢者就業確保措置 | ⑮ ボランティア事業 | ⑯ 派遣契約 |
| ⑰ 100分の2.6 | ⑱ 高齢者業務確保措置 | ⑲ 地域貢献事業 |
| ⑳ 高齢者雇用活用措置 | | |

2024年度社会保険労務士試験
[解説付] 完全模擬問題
選択式問題 解答・解説



※択一式問題の解答・解説は34～55ページ
※【 】内は、関連する解説が掲載されている
社労士V 2023年9月号～2024年5月号の参照
ページです（例：SV⑨P.21＝社労士V 2023年
9月号21ページ）。

〔問1〕 労働基準法及び労働安全衛生法

正 解

- A ⑱ 法的規範
- B ④ 労働者に周知させる
- C ⑪ 80時間を超えない
- D ⑭ 3月
- E ⑥ 既往歴及び業務歴の調査

根拠規定

最判第2小平15.10.10フジ興産事件、労基法
第36条6項、安衛則43条

解 説

合理的な就業規則は、法的規範を有するものとされている（A）。就業規則の効力は、周知によって発生する（B）。Cは、例えば1カ月目80時間、2カ月目78時間、3カ月目85時間の場合、平均が81時間となり違法である。Dの3月は必ず正解したい。Eも択一式で出たことがある箇所である。【SV⑨P.61】

〔問2〕 労働者災害補償保険法

正 解

- A ⑬ 平均給与額
- B ⑧ 改定日額
- C ⑰ 100分の110を超え、又は100分の90を下る
- D ⑳ 翌々四半期
- E ④ 公私の団体

根拠規定

法第8条の2、第49条の3

解 説

空欄A～Dは、給付基礎日額のうち、「休業給付基礎日額」の算定方法からの出題であ

る。「年金給付基礎日額」の算定方法と混同しないように知識整理しておくこと。空欄Eは、資料の提供の協力からの出題であるが、労災法の中ではあまり見かけないワードであるため注意をしておきたい。【SV⑩P.26】

〔問3〕 雇用保険法

正 解

- A ⑫ Xは自己
- B ⑯ 5カ月と2分の1カ月
- C ③ 30
- D ⑤ 50
- E ⑳ 短期訓練受講費

根拠規定

法第10条の3第1項、第14条1項、第37条の4第1項、第59条、則100条の2

解 説

いずれも基本的な問題であるが、空欄AとBは、応用力が必要となる。

空欄Aは、当該規定の対象となる配偶者に「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」が含まれることがポイントである。

空欄Bは、「被保険者となった日（2月1日）からその日後における最初の喪失当日の前日（2月25日）までの期間」の取扱いがポイントである。この期間については、要件を満たしている場合には、1カ月とはカウントできないが、2分の1カ月とカウントできることを確認しておこう。【SV⑩P.25、27、37、42】

〔問4〕 労務管理その他の労働に関する一般常識

正解

- A ⑩ 100分の2.5
- B ⑦ 高齢者雇用確保措置
- C ⑭ 高齢者就業確保措置
- D ⑪ 業務委託契約
- E ④ 社会貢献事業

根拠規定

障害者雇用促進法第43条2項、高齢者雇用安定法第9条、第10条の2ほか

解説

1は、事業主に係る障害者の法定雇用率に関する問題である。この法定雇用率は段階的に引き上げられてきており、令和6年4月1日から令和8年6月30日までは、「100分の2.5」とされている。改正点であるので注意。

2は、高齢者雇用に関する問題である。高齢者等の雇用の安定等に関する法律において、65歳までの「高齢者雇用確保措置」および70歳までの「高齢者就業確保措置」が規定されている。

このうち、高齢者雇用確保措置は義務規定であること、高齢者就業確保措置は努力義務規定であることに注意すること。

また、高齢者就業確保措置においては、定年制の廃止や定年の引上げ、65歳以上継続雇用制度の導入の措置に加え、一定の要件を満たした場合には、創業支援等措置（「業務委託契約」の締結、「社会貢献事業」に従事できる制度の導入）を講ずることでよいとされている。【SV⑤P.24、25】

〔問5〕 社会保険に関する一般常識

正解

- A ⑳ 賦課方式
- B ⑪ 6,729万人
- C ⑯ 約67%

D ③ 約3割

E ⑥ 約6割

根拠規定

令和5年版厚生労働白書 P.256

解説

公的年金制度は、世代間扶養である「賦課方式」を基本とした仕組みで運営されている。被保険者数は全体で「6,729万人」（2021年度末）であり、全人口の約半数にあたる。

国民年金の被保険者の種別ごとに見てみると、第2号被保険者等が4,535万人（2021年度末）と全体の「約67%」を占めており、第1号被保険者が1,431万人、第3号被保険者は763万人（2021年度末）となっている。

なお、被保険者数の増減について見てみると、第2号被保険者等は近年増加傾向にある一方、第1号被保険者や第3号被保険者は近年減少傾向にある。

公的年金制度の給付の状況としては、全人口の「約3割」にあたる4,023万人（2021年度末）が公的年金の受給権を有している。高齢者世帯に関してみれば、その収入の「約6割」を公的年金等が占めている。

〔問6〕 健康保険法

正解

- A ③ 社会保障制度
- B ⑮ 48万8,000
- C ⑯ 後期高齢者医療制度
- D ⑫ 国庫補助額
- E ⑧ 特定保険料率

根拠規定

法第101条、第160条14項、令36条、令和5年版厚生労働白書 P.308

解説

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、「こども・子育て